

# 令和5年産米の市町別主食用米の生産目安 (全体数量及び面積換算値)

兵庫県における主食用米の生産目安 150,000 玄米トン  
(同面積換算値) 29,940 ha

市町名	令和5年産米市町別の生産目安	面積換算値 ha	(参考) 令和4年産 生産目安面積 との比較	市町名	令和5年産米市町別の生産目安	面積換算値 ha	(参考) 令和4年産 生産目安面積 との比較
	玄米トン		ha		ha		玄米トン
神戸市	9,656	1,886	0	姫路市	9,098	1,794	0
尼崎市	168	35	0	神河町	1,581	336	0
西宮市	281	59	0	市川町	1,798	367	△38
芦屋市	4	1	0	福崎町	1,559	306	△19
伊丹市	178	36	0	相生市	859	168	0
宝塚市	801	163	0	赤穂市	1,969	382	0
川西市	213	43	0	上郡町	2,002	396	0
三田市	4,313	852	0	佐用町	3,391	689	0
猪名川町	847	173	0	たつの市	6,291	1,201	0
明石市	1,434	277	△6	宍粟市	4,286	893	0
加古川市	5,481	1,038	0	太子町	934	180	0
高砂市	527	103	0	豊岡市	12,951	2,559	0
稲美町	4,076	779	0	香美町	2,312	478	0
播磨町	100	20	0	新温泉町	2,458	502	0
西脇市	1,405	287	0	養父市	3,269	663	0
三木市	3,408	704	44	朝来市	4,527	905	0
小野市	4,811	931	0	丹波篠山市	10,741	2,166	13
加西市	8,020	1,554	0	丹波市	13,174	2,750	0
加東市	3,618	721	0	洲本市	3,803	749	0
多可町	2,211	473	0	南あわじ市	7,333	1,452	0
				淡路市	4,494	892	0

※端数処理しているため、各市町の数値の合計と県全体数値は一致しません。

※主食用米の「生産目安」については、需要を踏まえた適切な作付判断を後押しするため、県協議会において、本県産の主食用米の需要動向や生産余地を踏まえて算出したものです。

兵庫県農業活性化協議会

令和5年度

# 経営所得安定対策と米政策

**1 農業者(産地)の主体的な取組による需要に応じた生産の推進**

1) 令和4年産米の作付と米価 ..... 2  
2) 令和5年産における需給の見通し ..... 2  
3) 農業者(産地)自らの経営判断による需要に応じた生産・販売... 3  
4) 令和5年産に向けた兵庫県農業活性化協議会の取組... 4

**2 作付転換への支援**

1) 水田活用の直接支払交付金 ..... 5  
2) 兵庫県で設定する産地交付金 ..... 7  
3) 畑地化促進事業 ..... 9

**3 経営所得安定対策**

1) 支援対象は認定農業者、集落営農、認定新規就農者です... 11  
2) 畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策) ..... 12  
3) 収入減少影響緩和交付金(ナラシ対策) ..... 14  
4) 交付金の交付スケジュール ..... 15  
5) 農業経営基盤強化準備金制度 ..... 16

**4 収入保険制度**

4) 小麦・大豆の国産化の推進 ..... 10  
**5 経営所得安定対策** ..... 11  
**4 収入保険制度** ..... 17  
**5 そうだ、地域計画を作ろう!~人・農地プランが変わります!~** 19

# 1 農業者(産地)の主体的な取組による需要に応じた生産の推進

## 1) 令和4年産米の作付と米価

- 主食用米の作付面積、5.2万ha減
- 飼料用米への転換が進む一方、大豆等への転換は伸び悩み

令和4年産の主食用米の作付面積は、前年産(130.3万ha)から5.2万ha減少し、125.1万haとなりました。戦略作物等は、飼料用米、加工用米、WCS用稲、麦、大豆が前年より増加しました。

また、令和4年産の米価は、前年産に比べ、11月までの相対取引価格で1063円上がっています。

令和3年産米・令和4年産米においては、着実に作付転換が進んでおり、生産者の判断による需要に応じた生産が着実に定着しています。

### ● 相対取引価格の推移 (参考)



### ● 主食用米及び戦略作物等の作付状況 (単位: 万ha)

	主食用米	備蓄米	戦略作物							
			加工用米	新規需要米			麦	大豆	その他	
			飼料用米	WCS (稲発酵粗飼料稲)	米粉用米	新市場 開拓用米 (輸出用米等)				
R元年産	137.9	3.3	4.7	7.3	4.2	0.5	0.4	9.7	8.6	10.2
R2年産	136.6	3.7	4.5	7.1	4.3	0.6	0.6	9.8	8.5	10.2
R3年産	130.3	3.6	4.8	11.6	4.4	0.8	0.7	10.2	8.5	10.2
R4年産	125.1	3.6	5.0	14.2	4.8	0.8	0.7	10.6	8.9	9.9

注1: 加工用米及び新規需要米(米粉用米、飼料用米、WCS、新市場開拓用米)は取組計画の認定面積。  
 注2: 備蓄米は、地域農業再生協議会が把握した面積。  
 注3: その他は、飼料作物、そば、なたね等の面積。  
 注4: 麦、大豆、その他(基幹作のみ)は、地方農政局等が都道府県再生協議会等に聞き取った面積。

## 2) 令和5年産における需給の見通し

### 令和5年産主食用米等生産量の見通しは令和4年産米の生産量と同水準の669万トン

令和5年産においても、需要に応じた生産の取組を継続・定着させていくことが大切です。令和3年産米に続き令和4年産米も作付転換が進み、需要量を下回る生産量となった一方、長期トレンドで見れば毎年約10万トン程度の需要が減少している状況等から**令和5年産主食用米等生産量の見通しは、令和4年産米の平年作ベースの生産量である「669万トン」と示されました。**

### ● 令和5/6年の主食用米等の需給見通し (単位: 万トン)

令和5年6月末民間在庫量	A	191~197 <sup>1</sup>
令和5年産主食用米等生産量	B	669 <sup>2</sup>
令和5/6年主食用米等供給量計	C = A + B	860~866
令和5/6年主食用米等需要量	D	680 <sup>3</sup>
令和6年6月末民間在庫量	E = C - D	180~186

**1** 令和4年産米の相対取引価格が令和3年産米より上昇していることが需要量に及ぼす影響や、直近の米の販売量が対前年同期比で増加していること等を踏まえて、令和5年6月末民間在庫量は、191~197万トンまでの幅をもって見通す。

**2** 令和5年産主食用米等の生産量は、(参考)6月末民間在庫量の推移 (単位: 万トン)

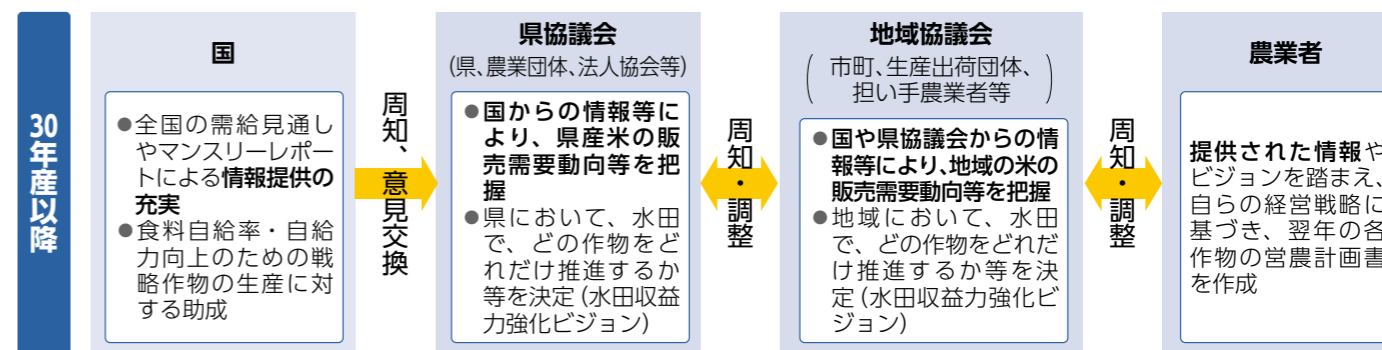
	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年	4年
民間在庫量	180	224	220	226	204	199	190	189	200	218	218

令和5年産主食用米等の生産量は、需要量を680万トンと見込む中で、令和4年産米と同水準の作付面積として生産量を設定しても、669万トンと需要量を11万トン下回ることから、令和4年産米と同水準の作付面積とした生産量の669万トンと設定。

**3** 需要量は、平成8/9年から直近までの需要実績等を用い、トレンドで算出した将来の1人当たり消費量(推計値)に人口(推計値)を乗じて「680万トン」(11~17万トン減)と見通す。

## 3) 農業者(産地)自らの経営判断による需要に応じた生産・販売

平成30年産から、行政による生産数量目標の配分に頼らず、農業者(産地)の主体的な判断により需要に応じた生産・販売が行われています。国は、農業者(産地)が主体的な取組を円滑に進められるよう、米穀の需給の見通し等の情報提供や支援を講じています。



### 米に関するマンスリーレポート

価格動向や需給動向に関するデータを集約・整理し、需給動向を適切に反映した生産や米取引に資することを目的として、毎月定期的に公表しています。

**[米に関するマンスリーレポートは、農林水産省ホームページからご覧いただけます]**

(URL) <http://www.maff.go.jp/j/seisan/keikaku/soukatu/mr.html>



## 4) 令和5年産に向けた兵庫県農業活性化協議会の取組

### 生産目安の提供

需要に応じた米生産に取り組めるよう主食用米の作付判断の参考となる「令和5年産生産目安」を算定しました。

#### 生産目安の考え方

##### 県域の生産目安

国の需給見通し(令和4年10月20日公表)では、国全体で令和4年産と同水準の作付面積を設定しても需要量を下回ることが示唆されています。

本県の令和4年産主食用米生産実績(148,222t)は、同年の生産目安(150,000t)を下回り、民間在庫量は減少、相対取引価格は上昇しています。また県内集荷業者からは前年度より取扱量を増やしたいとの意向があります。

以上の状況や各地域の作付意向等を勘案し、**兵庫県の令和5年産主食用米の生産目安は、令和4年産生産目安と同等の150,000tと算定しました。**

##### 地域の生産目安

各地域農業再生協議会の令和5年産生産目安に対する意向、過去の作付実績等を踏まえ、算定しました。 → 市町別の生産目安はパンフレット裏面を参照ください。



### 契約栽培等出荷相談先リストの紹介

兵庫県では契約栽培を推進するため、実需者等からの取引の希望条件を記載した業務用米・加工用米、飼料用米等の契約栽培等出荷相談先リストを作成していますのでぜひ御利用ください。

#### イメージ図【契約栽培等出荷相談先リストの例】

令和5年産の業務用米・加工用米等の契約栽培等出荷相談先リスト

【令和〇年〇月〇日現在】

用途	取扱業者	取扱地域	対象品種	各種取引条件				相談先・連絡先 (電話、メールアドレス)	契約相談
				生産条件等	価格条件等	その他取引条件等	最低取扱数量		
業務用 (外食業者向け)	㈱△△△	県南～ 淡路	品種指定：やまだわら 品種指定：たちはるか	指定なし	別途相談に なります	乾燥調整は 指定施設を利用	1経営体あたり 20t以上	△△△ ○〇-△△△△ (…@…com)	〇〇年2月未まで
加工用米	▲▲▲米穀	県南	品種指定：〇〇〇〇	使用資材指定	別途相談に なります	3年以上の 複数年出荷契約	1経営体あたり 5t以上	▲▲▲ ○〇-△△△△ (…@…com)	〇〇年2月未まで

※契約栽培等出荷相談先リストについては兵庫県ホームページに掲載しています。

→ <https://web.pref.hyogo.lg.jp/nogyokeiei/keiyakusaibaitoushukkasoudansaki-list.html>

または、「契約栽培リスト」で検索

集荷業者の方で、契約栽培等出荷相談先リストへの掲載を希望される方は、**県農業経営課(TEL：078-362-3409)**までお問い合わせ下さい。

## 2 | 作付転換への支援

**支援対象は販売目的で対象作物を生産する販売農家・集落営農です**

### 1) 水田活用の直接支払交付金

食料自給率・自給力の向上に資する**麦、大豆、米粉用米等の戦略作物の本作化**とともに、地域の特色をいかした**魅力的な産地づくり、畑地化による高収益作物等の定着**等を支援します。

#### 〈交付対象水田〉

- 3年間連続して作物の作付が行われていない農地は交付対象外
- たん水設備(畦畔等)や用水路等を有しない農地は交付対象外
- 土地改良区内にあっては、水稻生産に要する用水を確保するための賦課金が支払われていない農地は交付対象外
- 現場の課題を検証しつつ、5年間で一度も水張り(水稻作付)が行われない農地は令和9年度以降は交付対象水田としない

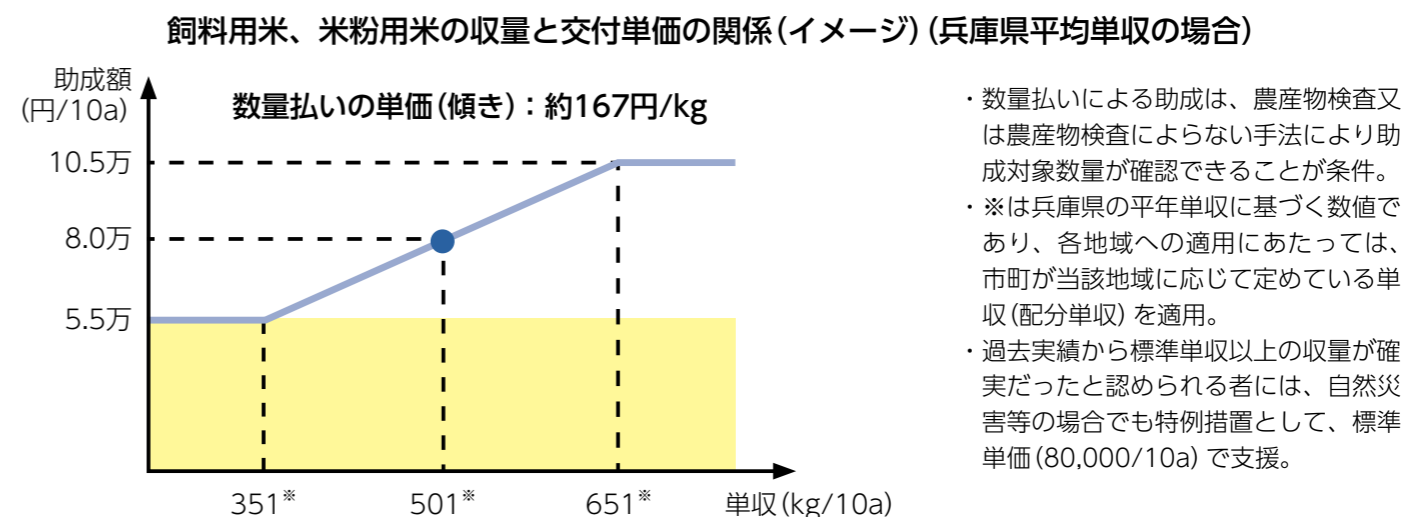
#### (1) 戦略作物助成

水田を活用して、**麦、大豆、飼料作物、WCS用稲、加工用米、飼料用米、米粉用米**を生産する農業者を支援します。

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	35,000円/10a <sup>※1</sup>
WCS(稲発酵粗飼料)用稲	80,000円/10a
加工用米	20,000円/10a
飼料用米、米粉用米	55,000～105,000円/10a <sup>※2</sup>

※1 多年生牧草について、収穫のみを行う年は10,000円/10a

※2 飼料用米の一般品種について、令和5年度については従来と同様。令和6年度から標準単価を段階的に引き下げ、令和8年度において標準単価65,000円/10a(55,000～75,000円/10a)とする。



## (2) 産地交付金

「水田収益力強化ビジョン」に基づく、地域の特色を活かした魅力的な産地づくりに向けた取組を支援します。

- 国から配分する資金枠の範囲内で、都道府県や地域農業再生協議会毎に「水田収益力強化ビジョン」において支援内容(対象作物や単価等)を設定(一定割合以上は都道府県段階で支援内容を決定)。
- また、当年産の以下の取組に応じて、都道府県に対して追加配分。

取組内容	配分単価
そば・なたね、新市場開拓用米、地力増進作物の作付け(基幹作のみ)	20,000円/10a
新市場開拓用米の複数年契約(3年以上の新規契約を対象に令和5年度に配分)	10,000円/10a

## (3) 都道府県連携型助成

都道府県が転換作物を生産する農業者を独自に支援する場合に、農業者ごとの前年度からの転換拡大面積に応じて、都道府県の支援単価と同額(上限:5,000円/10a)で国が追加的に支援します。

兵庫県では「県産農産物拡大応援事業」により、麦・大豆・飼料用米が前年から10a以上拡大した農業者に、拡大面積に応じて5,000円/10a以内で令和4年度から支援しています。

## (4) 畑地化促進助成(令和4年度補正予算と併せて実施)

水田を畑地化し、高収益作物やその他の畑作物の定着等を図る取組等を支援します。

- ① 畑地化支援(高収益作物:175,000円/10a<sup>※1</sup>、畑作物(高収益作物以外)<sup>※2</sup>: 140,000円/10a<sup>※3</sup>)
- ② 定着促進支援
  - ア 高収益作物 (20,000円(30,000円<sup>※4</sup>)/10a×5年間(①とセット)
  - イ 畑作物(高収益作物以外)<sup>※2</sup> (20,000円/10a<sup>※3</sup>×5年間)(①とセット)
- ③ 産地づくり体制構築等支援
- ④ 子実用とうもろこし支援(10,000円/10a)
  - ※1 令和5年度までの時限単価
  - ※2 対象作物は、麦、大豆、飼料作物(牧草等)、子実用とうもろこし、そば等
  - ※3 令和4年度補正予算における単価
  - ※4 加工・業務用野菜等の場合

## 2) 兵庫県で設定する産地交付金

現在、以下の内容で県段階の産地交付金を設定すべく国と協議しています。今後、内容に修正が入る可能性があることについて、御留意ください。

令和5年産の産地交付金の県設定メニューについては、基本的な枠組みを維持しつつ、飼料用米の単価、野菜の区分・単価を整理・見直しました。

※令和4年産からの変更部分を赤字で記載

### 加工用米(低コスト・高品質化)

助成単価 **10,000円** / 10a 以内

対象者 加工用米を生産する農業者等

対象面積 加工用米作付面積

留意点 下記に掲げる取組を1つ以上行っている必要があります。

- ① 種子更新を行っているもの
- ② 県内の加工業者と契約を締結しているもの
- ③ 加工用米の作付面積が1.0※ha以上 ※特定農山村・振興山村地域等の場合は、作付面積の要件は1/2とする。
- ④ 兵庫県認証食品の認証を受けているもの

### 加工用米(複数年契約)

助成単価 **12,000円** / 10a 以内

対象者 加工用米を生産する農業者等

対象面積 加工用米作付面積のうち、複数年(3年以上)契約に取組む面積

留意点 3年以上の複数年契約の取組を対象

### 飼料用米(生産性向上・担い手支援)

助成単価 **8,000円** / 10a 以内

対象者 認定農業者、集落営農組織、認定新規就農者、人・農地プランの中心経営体、農地中間管理機構からの農地借受者等

対象面積 飼料用米作付面積(10a以上)

留意点 県内の畜産農家、JA・全農兵庫県本部、飼料メーカー等へ出荷・販売を行う取組であること

### 新市場開拓用米(担い手支援)

助成単価 **5,000円** / 10a 以内

対象者 認定農業者、集落営農組織、認定新規就農者、人・農地プランの中心経営体、農地中間管理機構からの農地借受者

対象面積 輸出など内外の新市場の開拓を図る米の作付面積

留意点 輸出向け日本酒の原料用米は対象外

### 野菜

助成単価 **3,000円** / 10a 以内

対象者 農業法人、認定新規就農者、認定農業者、集落営農組織、人・農地プランの中心経営体、農地中間管理機構からの農地借受者

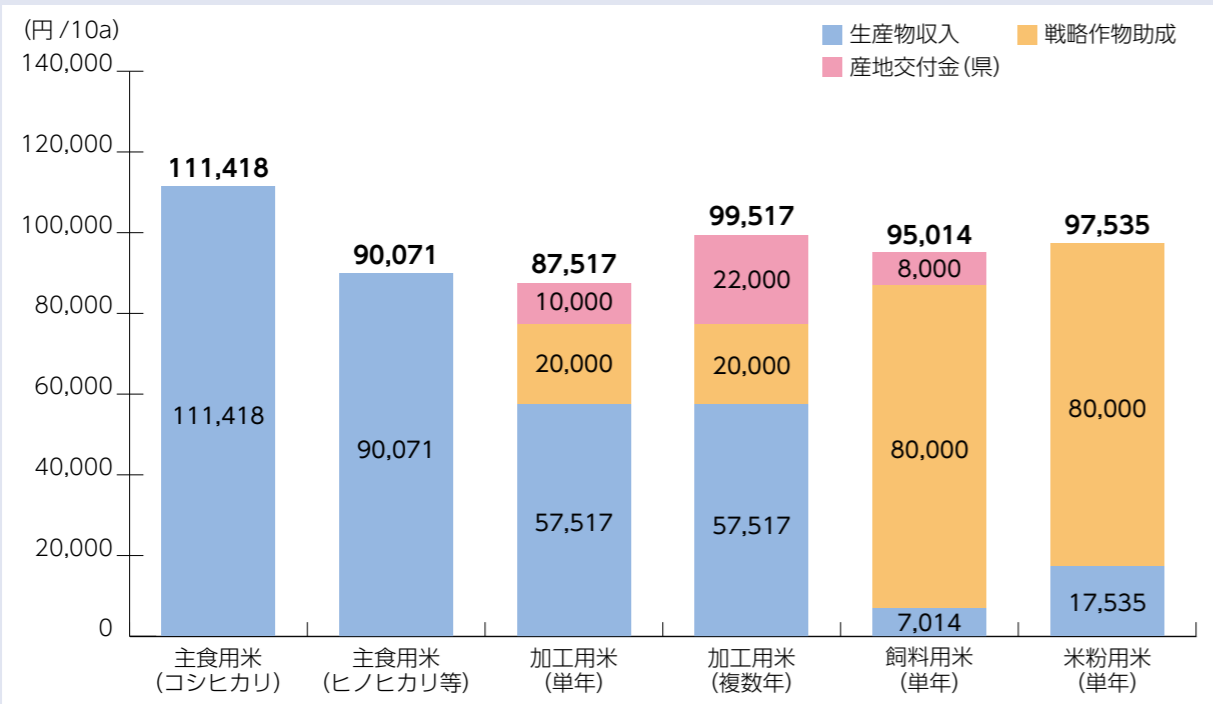
対象面積 野菜の作付面積(露地:10a以上)

**産地交付金  
留意事項**

県設定産地交付金メニューのうち「加工用米(複数年契約)」及び**国設定産地交付金メニューのうち「新市場開拓用米(複数年契約)」**以外のメニューは、**畑作物産地形成促進事業、コメ新市場開拓等促進事業と重複して交付金の支援を受けることはできません。**

**作付品目別収入の比較(10aあたり)**

**主食用米だけでなく、需要のある品目で収益の確保を!**



●生産物収入は、農林水産省マンスリーレポートを参考とした主食用米単価、県内集荷業者の聞き取りによる飼料用米、米粉用米の単価に、県平均単収501kg/10aを掛けて試算。  
●飼料用米、米粉用米は、収量に応じ戦略作物助成の変動(5.5千円~10.5千円)がある。

この資料に掲載されたメニューの他に、取組が地域(市町)段階で設定される産地交付金メニューの対象となる場合もあります。

**産地交付金に関するお問い合わせ先**

兵庫県農林水産部農業経営課集落農業活性化班  
経営構造対策担当 (078-362-3409(直通))

**3) 畑地化促進事業**

水田を畑地化して畑作物の本作化に取り組む農業者に対して、畑地利用への円滑な移行を促し、畑作物の需要に応じた生産を促進することを目的として、生産が安定するまでの一定期間、継続的に支援(伴走支援)を行うとともに、畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、関係者間での調整や畑地化に伴う費用負担(土地改良区の地区除外決済金等)等に要する経費を支援します。

**事業の内容(令和4年度第2次補正予算額:250億円)**

**(1) 畑地化支援**

水田を畑地化して、①高収益作物及び②畑作物(高収益作物以外)の本作化に取り組む農業者を支援します。

**(2) 定着促進支援**

① 高収益作物【拡充】

水田を畑地化して、高収益作物の定着等に取り組む農業者を5年間、継続的に支援します。

② 畑作物(高収益作物以外)【新規】

水田を畑地化して、高収益作物を除く畑作物(麦、大豆、飼料作物(牧草等)、子実用とうもろこし、そば等)の定着等に取り組む農業者を5年間、継続的に支援します。

**(3) 産地づくり体制構築等支援【新規】**

畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、関係者間の調整や土地改良区の地区除外決済金等を支援します。

**事業イメージ**

**畑地化支援・定着促進支援**

対象作物	(1) 畑地化支援 <sup>(※1,2)</sup>	(2) 定着促進支援 <sup>(※3)</sup>
① 高収益作物 (野菜、果樹、花き等)	175,000円/10a	・20,000円(30,000円 <sup>※4</sup> )/10a×5年間または ・100,000円/10a(一括)
② 畑作物 (麦、大豆、飼料作物(牧草等)、子実用とうもろこし、そば等)	140,000円/10a	・20,000円/10a×5年間または ・100,000円/10a(一括)

※1 畑地化の取組は、交付対象水田から除外する取組を指す(地目の変更を求めるものではない)

※2 令和5年度における取組が対象

※3 令和4年度または5年度において、畑地化した面積全体が対象

※4 加工・業務用野菜等の場合

**産地づくり体制構築等支援**

①産地づくりに向けた体制構築支援【新規】

畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、団地化やブロックローテーションの体制構築等のための調整(現地確認や打合せなど<sup>※5</sup>)に要する経費を支援(定額(1協議会当たり上限300万円))

※5 畑地化(交付対象水田からの除外)に際しては、借地の場合には、賃借人(耕作者)が土地所有者の理解を得ることが必要。地域再生協議会において、土地所有者を含めた地域の関係者に対する理解の醸成等の取組を進めていくことが重要。

②土地改良区決済金等支援【新規】

令和5年度に畑地化に取り組むことを約束した農業者に対して、畑地化に伴い土地改良区に支払う必要が生じた場合に、土地改良区の地区除外決済金等を支援(定額(ただし上限25万円/10a))



## 4) 小麦・大豆の国産化の推進

産地と実需が連携して行う小麦・大豆の国産化を推進するため、ブロックローテーションや営農技術・機械の導入等による生産性向上や増産を支援するとともに、国産小麦・大豆の安定供給に向けたストックセンターの整備や新たな流通モデルづくり、更なる利用拡大に向けた新商品開発等を支援します。

事業の内容(令和4年度第2次補正予算額：144億円)

### (1) 国産小麦・大豆供給力強化総合対策

#### ① 生産対策(小麦・大豆生産技術向上事業)

小麦・大豆の増産を目指す産地に対し、水田・畑地を問わず、作付けの団地化、ブロックローテーション、営農技術の導入等を支援します。

#### ② 流通対策

##### ア 麦類供給円滑化事業

国産小麦を一定期間保管することで安定供給体制を構築する取組を支援します。

##### イ 新たな小麦・大豆流通モデルづくり事業

小麦・大豆の流通構造の転換に向けた新たな流通モデルづくりを支援します。

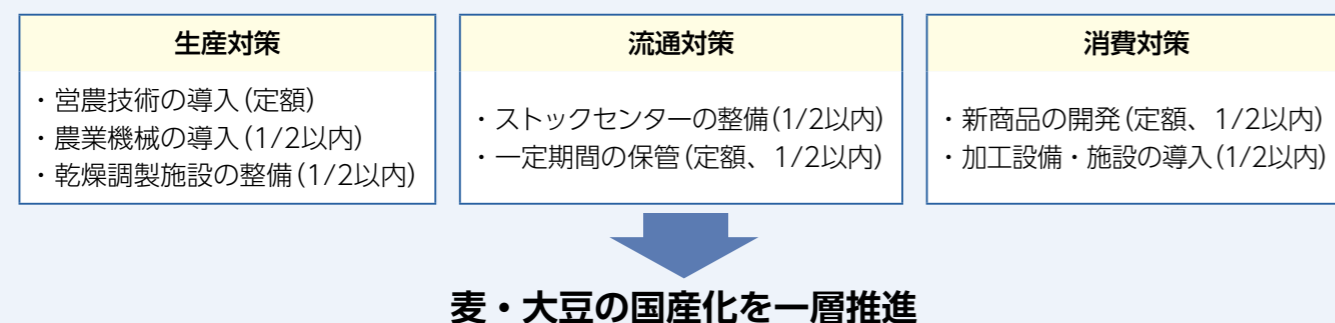
#### ③ 消費対策(小麦・大豆利用拡大事業)

国産小麦・大豆の利用拡大に取り組む食品製造事業者等に対し、新商品開発やPR、マッチング等を支援します。

### (2) 産地生産基盤パワーアップ事業のうち国産シェア拡大対策(小麦・大豆)

産地と実需が連携して国産小麦・大豆の取扱数量を増加させる取組を推進するため、増産に資する農業機械や乾燥調製施設の導入、不作時にも安定供給するためのストックセンターの整備、国産小麦・大豆の利用拡大に向けた食品加工施設の整備等を支援します。

### 事業イメージ



## 3 経営所得安定対策

### 令和5年産の加入申請期限は令和5年6月30日です

#### 1) 支援対象は認定農業者、集落営農、認定新規就農者です

##### ① 認定農業者、集落営農、認定新規就農者が対象

支援の対象となる農業者は、認定農業者、集落営農、認定新規就農者で、いずれも規模要件はありません。

認定農業者や集落営農の構成員等になっていない方は、農業経営改善計画の提出や集落営農への参加、新たな集落営農の組織化等を早めに進めましょう。

##### ② 集落営農の加入要件

集落営農が経営所得安定対策(ゲタ・ナラシ対策)に加入するには、

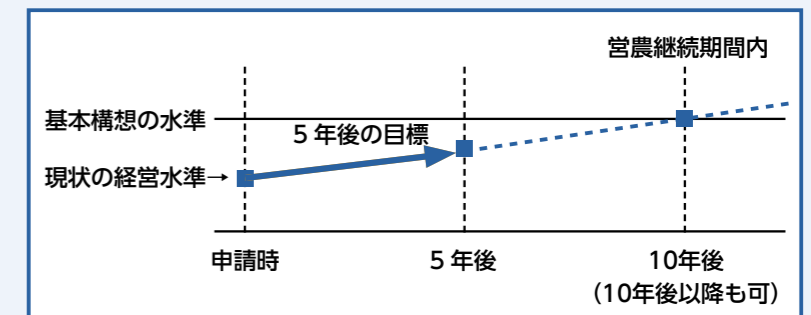
- 組織の規約を作成していること
- 対象作物について共同販売経理を行っていること

の2要件を満たすことが必要です。

##### (参考) 農業経営改善計画の認定の考え方

認定農業者の認定を受けられるのは、市町が基本構想で示す目標を目指して、自ら経営改善に取り組む意欲と能力のある人です(現在の年齢や経営規模の大小だけで画一的に判断されることはありません)。

このような人であれば、5年間(農業経営改善計画の計画期間)では市町が基本構想で示す目標を達成できなくても、将来的に到達の見込みがあれば、認定を受けることができます。



#### 農業者年金と経営所得安定対策等の重複申請の発生防止について

##### —すでに経営移譲をしている方と、これから経営移譲する方へ—

農業経営を移譲し、農業者年金の経営移譲年金または特例付加年金を受給している(受給することとなった)方は、原則経営所得安定対策等の申請はできませんので、移譲先の名義で申請する必要があります(農業者年金に関することは市町農業委員会にお問い合わせください)。

## 2) 畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)

諸外国との生産条件の格差により不利がある国産農産物(麦、大豆、そば、なたね)の生産・販売を行う農業者に対して、「標準的な生産費」と「標準的な販売価格」の差額分に相当する交付金が直接交付されます。

### (1) 対象者

認定農業者、集落営農、認定新規就農者  
(規模要件はありません)

### (2) 支払方法

支払いについては、生産量と品質に応じて交付する「数量払」を基本とし、当年産の作付面積に応じて交付する「面積払」は「数量払」の先払いとして支払われます。

### (3) 数量払

#### ① 交付対象数量

麦、大豆、そば、なたねの当年産の出荷・販売数量

#### ② 交付単価(全国一律)

交付単価の水準は「標準的な生産費」と「標準的な販売価格」との差額分として算出されており、品質区分に応じた単価が設定されています。

※面積払を受けた者には、その交付額を控除して支払われます。

また、令和5年産から交付対象作物ごとに消費税の課税事業者向け単価と免税事業者向け単価に分けられることから、免税事業者向けの単価を申請する方については、収入・売上が1千万円以下であることを確認するために、2年前(2期前)の確定申告書等の提出が必要となります。

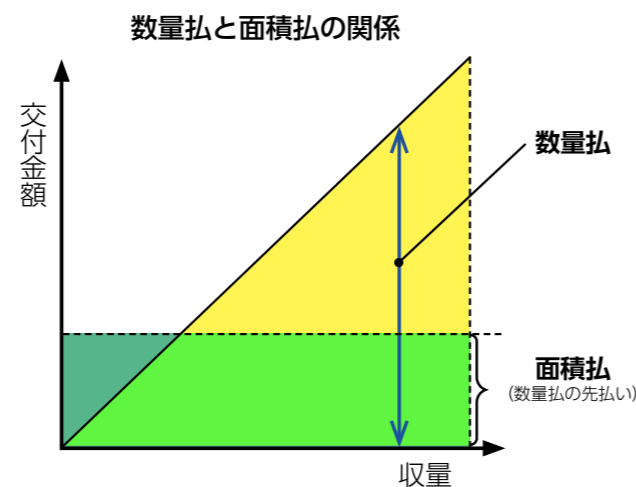
### (4) 面積払(営農継続支払)

#### ① 交付対象面積

数量払の対象となる麦、大豆、そば、なたねの当年産の作付面積

#### ② 交付単価

2万円/10a  
(そばは1.3万円/10a)



## 支援内容(数量払) [交付単価は令和5年産～7年産に適用]

※免税事業者向け単価申請者は確定申告書等の提出が必要です。

### ① 小麦

品質区分(等級)		1等又は1等相当				2等又は2等相当			
(等級/ランク)		A	B	C	D	A	B	C	D
パン・中華通用 品種(円/60kg)	課税事業者向け単価	7,860	7,360	7,210	7,150	6,700	6,200	6,050	5,990
	免税事業者向け単価	8,270	7,770	7,620	7,560	7,110	6,610	6,460	6,400
上記以外 (円/60kg)	課税事業者向け単価	5,560	5,060	4,910	4,850	4,400	3,900	3,750	3,690
	免税事業者向け単価	5,970	5,470	5,320	5,260	4,810	4,310	4,160	4,100

等級：被害粒の割合や粒揃いの違いで区分

A～Dランク：たんぱく質の含有率等の違いで区分

### ② 大麦・はだか麦

品質区分(等級)		1等又は1等相当				2等又は2等相当			
(等級/ランク)		A	B	C	D	A	B	C	D
二条大麦 (円/50kg)	課税事業者向け単価	5,870	5,450	5,330	5,280	5,010	4,590	4,460	4,410
	免税事業者向け単価	6,220	5,800	5,680	5,630	5,360	4,940	4,810	4,760
六条大麦 (円/50kg)	課税事業者向け単価	5,210	4,790	4,660	4,610	4,180	3,760	3,640	3,590
	免税事業者向け単価	5,510	5,090	4,960	4,910	4,480	4,060	3,940	3,890
はだか麦 (円/60kg)	課税事業者向け単価	9,220	8,720	8,570	8,480	7,650	7,150	7,000	6,920
	免税事業者向け単価	9,750	9,250	9,100	9,010	8,180	7,680	7,530	7,450

等級：被害粒の割合や粒揃いの違いで区分

A～Dランク：白度やたんぱく質の含有率等の違いで区分

### ③ 大豆

品質区分(等級)		1等又は1等相当	2等又は2等相当	3等又は3等相当	品質区分(等級)		合格又は合格相当
普通大豆 (円/60kg)	課税事業者向け単価	10,360	9,670	8,990	特定加工用大豆 (円/60kg)	課税事業者向け単価	8,310
	免税事業者向け単価	10,770	10,080	9,400		免税事業者向け単価	8,720

等級：被害粒の割合や粒揃いの違いで区分

特定加工用：豆腐・油揚げ、しょうゆ、きなこ等製品の段階において、大豆の原形をとどめない用途に使用する大豆

### ④ そば

品質区分(等級)		1等又は1等相当	2等又は2等相当
そば (円/45kg)	課税事業者向け単価	17,180	15,070
	免税事業者向け単価	18,010	15,900

等級：容積重の違いや被害粒の割合で区分

### ⑤ なたね

品質区分(品種)		キザキノナタネ、キラリボシ、ナナシキブ、きらきら銀河、ペノカのしずく	その他の品種
なたね (円/60kg)	課税事業者向け単価	7,720	6,980
	免税事業者向け単価	8,140	7,400

### 3) 収入減少影響緩和交付金(ナラシ対策)

## 米価等が下落した際に収入を補てんする制度です

#### (1) 対象者

認定農業者、集落営農、認定新規就農者  
(規模要件はありません)

#### (2) 対象品目

米、麦、大豆

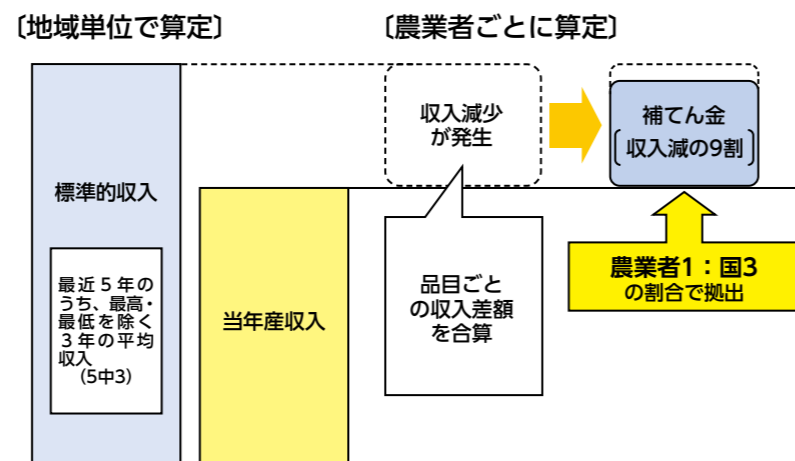
※1 麦芽の原料として使用される麦(ビール用等)、黒大豆、種子用として生産されるものなどは対象となりません。

#### (3) 補てん額

当年産の対象品目の販売収入の合計が、標準的収入を下回った場合に、その差額の9割を、国からの交付金と農業者の積立金で補てんします。

なお、令和4年産からナラシ対策の補てん対象となる米は、需要に応じた生産を後押しするため、農業者から事前に集出荷業者(JA等)と出荷契約を結んだもの等としています。このため、加入申請時に「出荷・販売契約数量等報告書」の提出が必要となります。

- 農業者は対策加入時に、①標準的収入額から10%の収入減少に対応する積立額(10%コース)と、②20%の収入減少に対応する積立額(20%コース)のいずれかを選択し、そのコースに応じた積立金を拠出します。
- 国からの交付金は、農業者の積立金の3倍の額が上限です。
- 補てん金は、米については収穫した翌年の3月31日までの出荷・販売実績に基づき、また、麦・大豆等については、ゲタ対策(数量払)の交付対象数量に基づき、5月下旬～6月頃に支払います。



● 収入減少影響緩和交付金(ナラシ対策)は、平成31年度の収入保険の導入以降も、担い手を対象としたセーフティネット対策として、担い手経営安定法に基づき実施。

● 農業者は「収入保険」か「ナラシ対策」のどちらかを選択して加入することができます。

### 4) 交付金の交付スケジュール

#### (1) 交付金に関するスケジュール(予定)

	令和4年												令和5年					
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
申請手続 交付金の 交付																		

スケジュール詳細:

- 令和4年4月: 交付申請書、営農計画書等の受付
- 令和4年6月: ナラシ対策の積立て申出
- 令和4年7月: 積立金の納付
- 令和4年7月~8月: 対象作物の作付確認、数量払の数量確認
- 令和4年9月: ゲタ対策の数量払の交付(麦・なたね・大豆・そば)
- 令和4年10月: ゲタ対策の面積払の交付
- 令和4年10月~11月: 水田活用の直接支払交付金の交付
- 令和5年4月: 交付申請
- 令和5年5月: ナラシ対策の交付金の交付

#### (2) 交付申請書・営農計画書等の提出

農業者の方は、交付申請書及び営農計画書を作成し、6月30日までに、国(県拠点等)又は地域農業再生協議会に提出してください。

米・畑作物の収入減少影響緩和交付金(ナラシ対策)に加入される方は、同時期までに加入申請(積立て申出)を行った上で、8月31日までに積立金を納付することになります。

#### (3) 交付金の交付時期(予定)

##### ①畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)

ア 面積払	: 生産年	8月~12月頃
イ 数量払	: 生産年	10月~4月頃

②米・畑作物の収入減少影響緩和交付金(ナラシ対策) : 生産年翌年 5月~6月頃

③水田活用の直接支払交付金 : 生産年 10月~3月頃

注: 上記は目安であり、交付時期が異なる場合があります。また、令和5年産からゲタ対策の大豆・そばの数量払の交付申請期限は4月末となりますが、特設の遅延理由がない場合は、3月5日までに申請してください。なお、令和6年1月より、従来の交付決定通知書等は、圧着式ハガキにて送付される予定です。

#### (4) 交付金の交付に当たって確認する書類

交付金の交付を受けるためには、対象作物ごとの出荷・販売状況がわかる書類(当年産の出荷・販売伝票の写し等)及び農産物検査の結果がわかる書類の提出が必要です。

注: 農産物検査の結果がわかる書類を「品質区分と同等のものであることを示す資料(ゲタ対策)」や「助成対象の米穀として販売された数量を確認できる資料(ナラシ対策、水田活用の直接支払交付金のうち加工用米・飼料用米・米粉用米)」に代えることが可能です。

注: 畑地化促進事業、小麦・大豆の国産化の推進等の申請期間等は、県や最寄りの地域農業再生協議会にお問い合わせ願います。



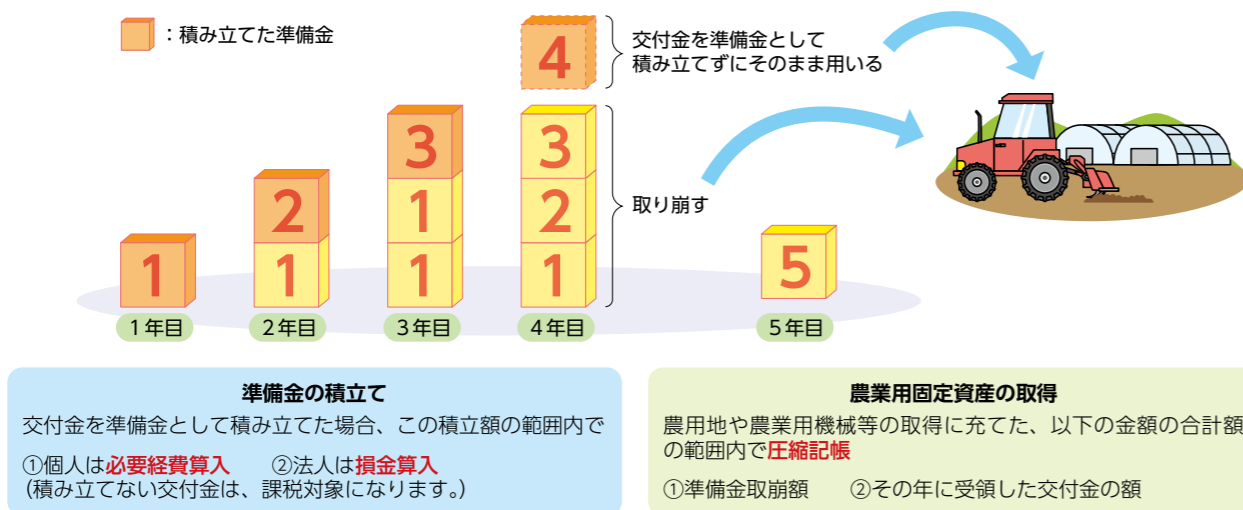
## 5) 農業経営基盤強化準備金制度

経営所得安定対策等の交付金を活用して、計画的に農業経営の基盤強化(農用地、農業用の建物・機械等の取得)を図る取組を支援します。

### 税制特例の内容

- 青色申告を行う認定農業者又は認定新規就農者が、経営所得安定対策等の交付金を農業経営改善計画などに従い、農業経営基盤強化準備金として積み立てる場合、この積立額を個人は必要経費に、法人は損金に算入できます。
- さらに、農業経営改善計画などに従い、積み立てた準備金を取り崩したり、受領した交付金をそのまま用いて、農用地、農業用の機械・施設等の固定資産を取得した場合、圧縮記帳できます。

(例) 3年間積み立てて、4年目に農用地等を取得した場合



### 対象者

青色申告を行う認定農業者又は認定新規就農者であって、以下のいずれかに該当する方が対象です。

- 農業経営基盤強化促進法に基づき市町村が策定する**地域計画**に位置付けられた**農業を担う者**
- 地域計画が策定されていない場合は、**人・農地プラン**に位置付けられた**中心経営体**

※地域計画は、令和5年4月から令和7年3月までの2年間で集中的に策定されます。

### 対象資産

- **農用地**  
農地、採草牧草地
  - **農業用の機械・施設等**  
・ 機械及び装置・器具及び備品  
・ 建物及びその附属設備・構築物・ソフトウェア
- 注：機械・施設等は、令和5年度から取得価額が30万円未満のものは対象外となります。

### 対象交付金

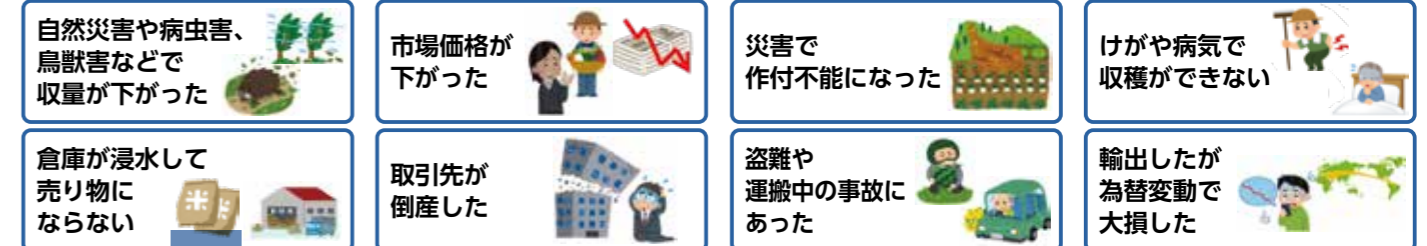
- **経営所得安定対策の交付金(ゲタ・ナラシ)**
  - **水田活用直接支払交付金**  
・ 水田活用の直接支払交付金\*  
・ 畑地化促進事業(R4補正)\*  
・ 畑作物産地形成促進事業(R4補正)  
・ コメ新市場開拓等促進事業
- 注：\*印を付した事業のうち、産地づくり体制構築等支援は対象外となります。



農業経営基盤強化準備金制度の適用を受けるためには、対象となる金額についての農林水産大臣の証明書が必要です。証明書の申請手続きについては、お気軽に地方農政局・県拠点等にお問い合わせください。

## 4 収入保険制度

全ての農産物を対象に、自然災害による収量減少や価格低下をはじめ、農業者の経営努力では避けられない様々なリスクによる収入減少を補償します。



### 1) 加入できる方

青色申告を行っている農業者(個人・法人)

- ※加入申請時に青色申告(簡易な方式を含む)の実績が1年分あれば加入できます。
- ※収入保険と、農業共済、ナラシ対策、野菜価格安定制度などの類似制度は、どちらかを選択して加入します。
- ※ゲタ対策につきましては、同時に加入できます。
- ※現在、当分の間の特例として、野菜価格安定制度の利用者が初めて収入保険に加入する場合、最初の2年間、収入保険と野菜価格安定制度を同時利用することができるようになっています。(令和3年から同時利用されている方は最初の3年間、同時利用が可能)

### 3) 補てんの仕組み

- 保険期間の収入が**基準収入の9割**(5年以上の青色申告実績がある場合の補償限度額の上限)を下回った場合に、**下回った額の9割を上限に補てん**します。

- ※基準収入は、農業者ごとの過去5年間の平均収入(5中5)を基本とし、規模拡大など保険期間の営農計画も考慮して設定します。
- ※「掛捨ての保険方式」に「掛捨てとならない積立方式」も組み合わせるかどうかは選択できます。補償限度額は基準収入の9~5割の中から選択できます。
- ※保険方式の支払率は9~5割、積立方式の支払率は9~1割の中から選択できます。

- 農業者は、**保険料、積立金等**を支払って加入します。(任意加入)

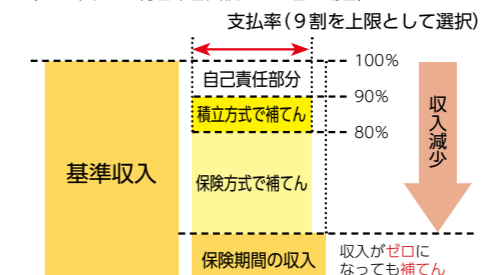
- ※保険料は掛捨てになります。保険料率は、1.179%(50%の国庫補助後)で、自動車保険と同様に、**保険金の受取がない方は、段階的に保険料率が下がっていきます。**
- ※積立金には、75%の国庫補助があります。これは自分のお金であり、**補てんに使われない限り、翌年に持ち越されます。**
- ※保険料、積立金は分割払(最大9回)や制度資金の活用ができます。
- ※税務申告上、保険料及び付加保険料(事務費)は、必要経費(個人)又は損金(法人)に計上します。積立金は、預け金として取り扱います。

### 基本のタイプ

- 例えば、**基準収入1000万円**の方の場合、保険料8.5万円、積立金22.5万円、付加保険料(事務費)2.2万円で、**最大810万円の補てん**が受けられます。
- このタイプは、保険期間の**収入がゼロ**になったときは、**810万円(積立金90万円、保険金720万円)の補てん**が受けられます。

### 基本のタイプの補てん方式

(※5年以上の青色申告実績がある者の場合)



令和2年1月からは、補償の下限を選択することで、最大約4割安い保険料で加入することができます。

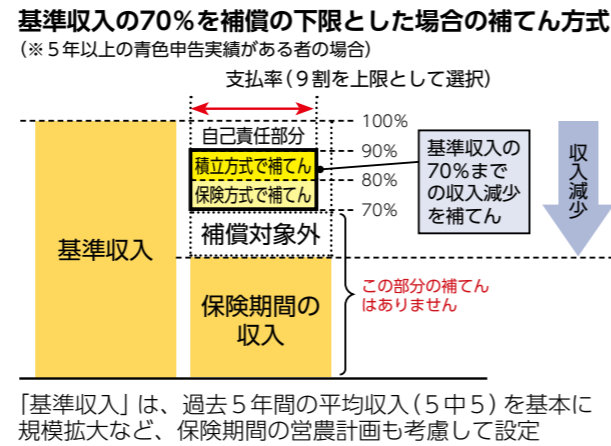
→詳しくは次のページへ!

「基準収入」は、過去5年間の平均収入(5中5)を基本に規模拡大など、保険期間の営農計画も考慮して設定

**掛金の安いタイプをご紹介します！**  
補償の下限は、基準収入の50%、60%、70%から選択できます。

**例えば、基準収入の70%を補償の下限として選択した場合**

- これは、保険期間の収入が基準収入の9割を下回ったときに、**基準収入の70%までの額の9割を上限に補てん**を受けるタイプです。
  - 例えば、**基準収入が1000万円**の方の場合、保険料4.7万円、積立金22.5万円、付加保険料1.9万円で、保険期間の収入が700万円になったときは、**最大180万円**（積立金90万円、保険金90万円）の補てんが受けられます。
- ただし、700万円を下回った分の補てんはありません。



**保険料は、基本のタイプに比べて約4割安くなります。**

	保険料	積立金	付加保険料(事務費)	補てん金
基本のタイプ	8.5万円	22.5万円	2.2万円	最大810万円
補償の下限70%	4.7万円	22.5万円	1.9万円	最大180万円

**付加保険料(事務費)を安くすることができます！**

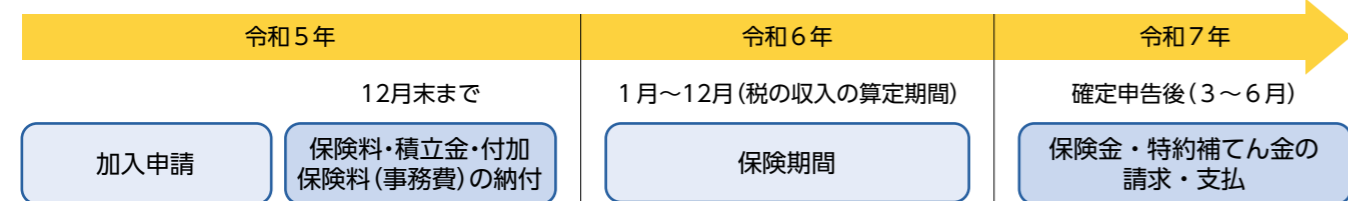
共通申請サービスを通じてインターネット申請した方や翌年以降の契約を継続する特約(自動継続特約)をする方は、**付加保険料(事務費)が割引**となります。

	インターネット申請と自動継続特約を両方利用する場合
新規加入者	4500円割引
継続加入者	3200円割引

※インターネット申請のみの場合：新規加入者は4500円割引、継続加入者は2200円割引  
自動継続特約のみの場合：新規加入者、継続加入者ともに1000円割引

**加入・支払等手続のスケジュール**

※保険期間が令和6年1月から12月の場合のイメージです。  
※保険期間は税の収入の算定期間と同じです。法人の保険期間は、事業年度の1年間です。事業年度の開始月によって、スケジュールが変わります。



※保険料・積立金は分割支払もできます。  
(最終の納付期限は保険期間の8月末)

**【つなぎ融資】**  
※保険期間中に災害等により資金が必要な場合は、つなぎ融資(無利子)を受けることができます。

収入保険について、補償内容、シミュレーション(試算)など詳しいことは、最寄りの**農業共済組合**までお問い合わせください。

**収入保険に関する地域の相談窓口一覧**

<http://nosai-zenkokuren.or.jp/consultation.html> (全国農業共済組合連合会ホームページ)

※収入保険に関する詳しい情報は、全国農業共済組合連合会(NOSAI全国連)のホームページでご覧になれます。

収入保険 NOSAI 検索

**5 そうだ、地域計画を作ろう！**  
～人・農地プランが変わります！～

令和5年4月1日から「人・農地プラン」が「**地域計画**」<sup>\*1</sup>として、**法定化**<sup>\*2</sup>されます！

- ※1 市街化区域を除いた区域において令和7年3月末までに策定することが求められています。
- ※2 農業経営基盤強化促進法 第19条

**(1)「地域計画」策定の趣旨・目的**

これまで“守ってきた”農地のうち、将来にわたって“守るべき”農地を確実に利用し、次の世代に引き継いでいくため、「**将来、地域の農地を誰が利用し、守っていくのか**」、「**地域農業を支える環境をどのように維持・発展していくのか**」について、農業者、農地所有者だけでなく、地域に関わる若者や住民等の幅広い関係者を巻き込み、一体となって**地域の課題**について話し合い、**将来の農地利用の姿を明確化し、実現を目指**します。

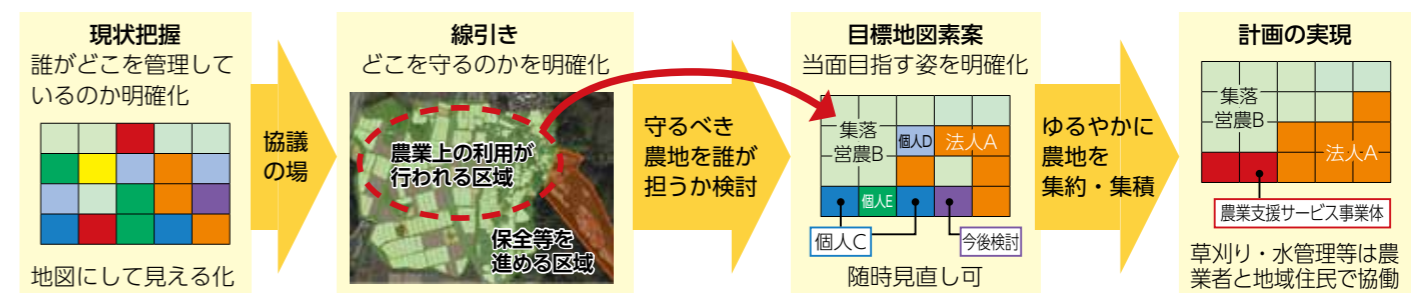
**なぜ今、地域計画？**

2025年には団塊の世代が75歳以上となる超高齢社会が訪れようとしています。  
将来のことを考えて、農地を守る方々の次の後継者を決めておくことが必要となります。



農業者だけでは農村環境を守りきれません。地域の方々にSOSを！

**(2)「地域計画」策定・実現の流れ**



**「地域計画」があるとき、ないとき**

● **地域計画があるとき**

- ・地域に関わるみんなで農地を守る姿勢がわかる
- ・農地を集積・集約しようとしている大規模農家が引き受けやすい
- ・新規就農者も安心して参入・定着しやすい

● **地域計画がないとき**

- ・地域で守るべき農地を地域の中の人も外の人にも認識できない
- ・農地の団地化が望めないため、担い手は引き受けられない
- ・新たな担い手を受け入れる姿勢が見えないため、新規就農者が参入しづらい

